

○西興部村イメージキャラクターデザイン使用取扱要綱

(平成28年12月1日訓令第34号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、西興部村が定めたイメージキャラクター(以下「キャラクター」という。)のデザイン及び名称の使用に関し、必要な事項を定め、もって西興部村のPRを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「キャラクター」とは、西興部村が定めたイメージキャラクターの基本デザイン(別図)のことをいい、名称は「セトウシくん」とする。

(キャラクターに関する権利)

第3条 キャラクターに関する一切の権利は、西興部村に属する。

(キャラクターの申請)

第4条 キャラクターを使用しようとする者(以下「使用者」という。)は、西興部村イメージキャラクターデザイン使用申請書(第1号様式)に必要書類を添えて、村長に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当し、かつ、基本デザインを変更することなく使用するときは、この限りでない。

- (1) 西興部村の機関が西興部村の業務において使用するとき。
- (2) 学校等の教育機関が教育等の目的で使用するとき。
- (3) その他、村長が適当と認めるとき。

2 使用できるキャラクターのデザイン及び色は、第2条で定める基本デザインで定めるものとする。

(承認)

第5条 村長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、使用を承認するものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (2) 特定の個人、政治、思想若しくは宗教の活動に利用し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (3) 不当な利益を得るために使用すると認められるとき。
- (4) 自己の商標、意匠等として独占的に使用し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (5) 西興部村の品位を傷つけ、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (6) 第9条に規定する項目に基づき使用せず、又は使用しないおそれがあると認められるとき。
- (7) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2項に規定する暴力団員をいう。)及び暴力団員(法第2条第6項に規定する暴力団員をいう。)が使用し、またそのおそれがあると認められるとき。
- (8) その他、村長が使用について不適當であると認めるとき。

2 村長は、前項の規定による申請を承認するときは、西興部村イメージキャラクターデザイン使用(変更)承認通知書(第2号様式)により通知するものとする。
この場合において、村長は、必要な条件を付することができる。

3 村長は、第1項の規定による審査の結果、使用を承認しないときは、西興部村イメージキャラクターデザイン使用(変更)不承認通知書(第3号様式)により通知するものとする。

(使用料)

第6条 キャラクターの使用料は、無料とする。

(使用承認期間)

第7条 使用承認期間は、使用承認の日から5年を経過する日の属する年度の末日までを限度とする。ただし、更新は妨げないものとする。

(遵守事項)

第8条 使用承認を受けた者及び、第4条のただし書きに該当するもの(以下「使用者」という。)は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用承認を受けた目的及び用途にのみ使用し、村長が指示する使用条件に従うこと。
- (2) 第4条第2項で定められた色及び形状等を使用すること。
- (3) 写真については、原則使用禁止とする。
- (4) キャラクターのイメージ、信用性等を損なうことがないよう適正に使用するとともに、物品の安全性、品質についても十分な配慮をしなければならない。
- (5) 使用者は、この使用承認によって生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (6) 商標登録出願を行わないこと。
- (7) 商品等は、完成後、すみやかに村長に提出すること。ただし、商品等の提出が困難である場合は、その形状の分かる写真の提出をもって、代えることができる。
- (8) 第三者に使用対象物等の製造等を委託する場合には、その委託先の間で使用承諾を受けた個数以上に製造等が行われていないよう義務付ける契約を使用者の責任で行い、数量管理を徹底すること。
- (9) 村長からの調査その他の照会に応じること。

(使用内容の変更)

第9条 使用者が、使用承認された内容について変更しようとするときは、あらかじめ西興部村イメージキャラクターデザイン使用変更申請書(第4号様式)を村長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 村長は、前項の規定に基づき、承認することが適当と認めた場合は、西興部村イメージキャラクターデザイン使用(変更)承認通知書(第2号様式)により通知するものとし、承認しない場合は、西興部村イメージキャラクターデザイン使用(変更)不承認通知書(第3号様式)により通知するものとする。

3 使用者は、変更申請の承認後についても、前条の規定を遵守しなければならない。

(使用承認の取消し)

第10条 村長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用承認を取り消すことができる。

(1) この要綱に違反したとき、又は違反することが判明したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により使用承認を受けたとき。

(3) 前各号に掲げるもののほか、村長が不相当と認めたとき。

2 村長は、前項の規定により承認を取り消したときは、西興部村イメージキャラクターデザイン使用承認取消通知書(第5号様式)により通知するものとする。

3 第1項の規定により承認を取り消された者は、承認取消しの通知があった日以後、当該物件を使用してはならない。

4 村長は、承認を取り消されたことにより生じた損害について、賠償する責任を一切負わない。

(無断使用への対応)

第11条 無断によるキャラクターの使用が判明した場合、西興部村は無断で使用した者に対して、使用物件の回収を求めるなど厳正な措置をとるものとする。

(利用の非独占等)

第12条 この規程による使用承諾は、使用者が自己の商標や意匠とするなど、独占してイラスト等利用する権利を付与するものではない。また使用者又は使用対象物等について町が推奨を行うものではない。

(経費等の負担)

第13条 西興部村は、使用承諾を行ったことに起因し使用者に生じた損失補償等について、一切の責任を追わない。

2 使用者は、使用対象物等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し責任を負い、村に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。

3 使用者は、イラスト等の利用に際して故意又は過失により村に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を村に賠償しなければならない。

4 村長は、前二項の規定に違反する使用者に対し、必要な措置を行うよう命ずることができるように、必要な法的措置をとることができる。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この訓令は、平成28年12月1日から施行する。